

①2022年2月に実施した香害をなくす連絡会と5省庁面談後に進展したことはありますか。

(回 答)

先般の打合せを受けて、洗剤関係を担当する経済産業省素材産業課からは、

- ・(深谷様からあった) 下水汚泥肥料に関する懸念については、農林水産省で肥料を担当する農産局技術普及課に伝達するとともに、
- ・貴団体の公開した各省とのやりとりの概要については、当課が所管する業界団体に対し周知を行った。

②2022年2月以降、香害をなくすための5省庁連絡会議の開催回数(日時)とその内容を教えてください。

(回 答)

御指摘の5省庁の担当者会議は開催していないが、関係省庁とは随時メールや電話にて情報の共有を図っている。

1. 事業者に対し、合成洗剤・柔軟剤などへのマイクロプラスセル配合を中止するよう行政指導してください。

(回 答)

1. 御指摘の「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。) 第11条の2においては、事業者は、その責務として、マイクロプラスチックの使用の抑制に努めるよう定められている。
2. 当省として、その制定時も含め、海岸漂着物処理推進法を所管する環境省と連携し、同法の内容に関する団体への周知などを進めてきたところ。
3. 一方で、海岸漂着物処理推進法においては、マイクロプラスチックの使用の禁止については定められていない。当省としては、事業者に対して、法令に定められていない内容について、禁止を要請することは困難である。

2. 被害実態に合わせて、5省庁連名ポスターを改訂し、貴省が所管する産業界にポスターを周知してください。

(回 答)

1. 御指摘のポスターに関しては、当省としては、これまでも合成洗剤の製造に関する団体に配布し、周知に取り組んできた。
2. ポスターの改訂については、制定時から現時点までに特段の状況変化が生じておらず、その必要性がある状況とは認識していないが、今後、改訂された場合には、これまで同様に周知を図りたく考えている。

3. 貴省職員から香料自粛を始めてください。

(回 答)

1. 香料について、人体への影響の有無と規制の必要性を判断する主体は厚生労働省であり、当省としては、当該判断に基づく法令の遵守を事業者等に周知する立場にある。
2. 現在、事業者は、関連法令を遵守する範囲において、消費者のニーズに応じた製品を製造・販売しているものと承知しており、引き続き、法令に則した香料の取扱いを呼びかけていく。
3. 法令に則した香料成分を含む製品に対しての消費者の選択は自由であり、国民に対して自粛を求めないことと同様、弊省職員に対して自粛を求めるることは考えていない。